

平成 23 年 7 月 26 日

消費者庁からの措置命令に関するお知らせ

当社は、本日、消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法第 6 条の規定に基づく措置命令を受けました。

今回の措置命令を厳粛に受け止め、一般消費者への誤認排除のための周知徹底、社内での再発防止策の実施、当社役員及び従業員への周知徹底を図り、再発防止のため、より一層の管理体制の強化に取り組んでまいります。

株式会社コナカ